

第72回 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時
2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始は、午前9時を予定しております。）
- 開催場所
大阪府高槻市野見町2番33号
高槻現代劇場 中ホール（文化ホール 地下2階）

書面または
電磁的方法（インターネット等）による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

【ご来場自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主総会へのご出席に際しましては、開催日当日の感染状況やご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使いただくことをご検討ください。

また、当日は感染拡大予防のため、マスク着用、体温測定、会場内への入場制限などの措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【お土産の取り止めについて】

本年の株主総会では、ご出席の株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただきます。

何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
〈添付書類〉	
事業報告	9
計算書類等	24
監査報告書	28

(証券コード 2288)
2020年6月11日

株 主 各 位

大阪府高槻市緑町21番3号

丸大食品株式会社

代表取締役社長 井上 俊 春

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主総会へのご出席に際しましては、開催日当日の感染状況やご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方なども株主総会へのご来場を見合わせていただくこともご検討ください。

なお、株主の皆様におかれましては、書面または電磁的方法(インターネット等)による議決権のご行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府高槻市野見町2番33号
高槻現代劇場 中ホール(文化ホール 地下2階)
3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第72期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使につきましては、3頁から4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

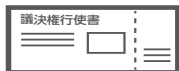
以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.marudai.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.marudai.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として監査を受けております。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。

議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



1. 株主総会へご出席
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2020年6月26日（金曜日）午前10時



2. 書面
各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで有効



3. インターネット
右記手順をご参照ください。

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分受付分まで有効

議決権電子行使 プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含まれます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

■インターネットによる議決権行使の手順

インターネットによる議決権の行使につきましては、当社指定の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

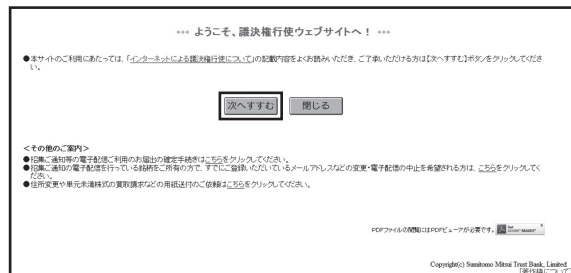
当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

以下は、パソコンの画面を表示しております。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.web54.net>

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



「次へすすむ」をクリック

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の1つとして位置付けており、連結業績や財務状況等を総合的に勘案しつつ、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり35円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき35円 総額 889,851,200円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び第21条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長からあらかじめ取締役会で定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第13条（招集権者及び議長） 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれに代わる。 第21条（取締役会） 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれに代わる。 ②～④（条文省略）	第13条（招集権者及び議長） 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた取締役に招集し、その議長となる。<u>当該取締役に事故ある時は、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれに代わる。 第21条（取締役会） 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた取締役に招集し、その議長となる。<u>当該取締役に事故ある時は、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役にこれに代わる。 ②～④（現行どおり）

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役奥平卓司氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
新任 社外 まつ ざわ たかし 松 澤 貴 (1962年1月2日生)	1984年4月 農林中央金庫入庫 2007年2月 同庫業務監査部副部長 2008年8月 同庫農林水産金融部副部長 2013年7月 同庫監事室長 2015年6月 農中情報システム株式会社執行役員総務部長	0株
社外監査役候補者 とした理由	松澤貴氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する高い見識を有しており、当社の監査体制に助言を頂戴することで社外監査役としての職責を果たしていただけるものと判断しております。以上の事から、同氏は当社の監査体制に欠かせないものと判断し、社外監査役候補者いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松澤貴氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を新たに独立役員として届け出をする予定であります。なお、同氏は、当社の借入先である農林中央金庫の業務執行者でありましたが、同庫を退職して5年が経過しております。当社の「社外役員独立性基準」に関しては、8頁をご参照下さい。
3. 当社は、松澤貴氏が社外監査役に選任された場合、会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役田渕謙二氏の選任決議の有効期間は満了となりますので、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
社 外 田 渕 謙 二 (1959年 5 月18日生)	1990年 4 月 弁護士登録（大阪弁護士会） 塚口法律事務所入所 1995年 4 月 田渕法律事務所開設 2001年 6 月 田渕・西野法律事務所開設（現任）	0株
補欠社外監査役候補者 とした理由	田渕謙二氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、補欠社外監査役候補者といたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、取引関係及び特別の利害関係はありません。
2. 田渕謙二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田渕謙二氏が社外監査役に就任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出いたします。なお、当社の「社外役員独立性基準」に関しては、8頁をご参照下さい。
4. 当社は、田渕謙二氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

以 上

(ご参考)

社外役員独立性基準

当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- (1) 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）
- (2) 下記、①から⑨に過去3年間に於いて該当していた者
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
 - ② 当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの主要な借入先（注4）又はその業務執行者
 - ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者
 - ⑤ 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
 - ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている者
 - ⑧ 当社グループから、一定額を超える寄付金（注5）を受領している者又はその業務執行者
 - ⑨ 当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
- (3) 上記（1）、（2）に該当する者が重要な地位にある者（注6）である場合において、その者の配偶者又は2親等内の親族

注1：業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他これらに準じる者及び使用人をいう。

注2：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度末におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度末における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者をいう。

注4：当社グループの主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

注5：一定額を超える寄付金とは、法人その他の団体に対する寄付金が、年間1,000万円以上又はその法人その他の団体の売上高若しくは総収入の2%以上のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

注6：重要な地位にある者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長級以上の重要な業務を執行する者をいう。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調で推移したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクも高く、先行きも極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

当業界におきましては、慢性的な人手不足や物流費等のコスト上昇に加え、消費者の低価格志向から企業間競争はますます激しさを増し、足下では新型コロナウイルス感染症の影響から外食産業向けの販売が減少しております。また、食肉相場におきましては、国産牛肉は外出自粛の影響もあり大きく下落する一方で、輸入牛肉は前年を上回って推移するなか一時的に大きな変動が見られます。豚肉は国内外の疫病の影響から不安定な相場となるなど、食肉相場は先行き不透明な展開となっております。

このような状況のなか、当社グループは、お客様に、より安全でより安心して召し上がっていただける食品を提供する総合食品メーカーとして、真に社会的存在価値が認められる企業を目指し、企業活動を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前年同期比1.1%増の2,458億20百万円、営業利益は同16.1%増の26億17百万円、経常利益は同14.5%増の31億18百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同13.0%増の16億53百万円となりました。

セグメント別の業績の概況は、次のとおりであります。

【セグメント別業績】

(単位：百万円)

	売 上 高 (注)			セグメント利益 (営業利益)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率(%)
加 工 食 品 事 業	169,387	170,648	0.7	781	1,668	113.5
食 肉 事 業	73,481	75,024	2.1	1,389	900	△35.2
そ の 他	161	147	△8.8	82	48	△41.2
合 計	243,030	245,820	1.1	2,253	2,617	16.1

(注) 売上高には、セグメント間の内部売上高は含まれておりません。

【加工食品事業 売上高内訳】

(単位：百万円)

	売 上 高		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率(%)
ハム・ソーセージ	80,954	78,854	△2.6
調 理 加 工 食 品	88,433	91,794	3.8

① 加工食品事業

ハム・ソーセージ部門では、東京2020オリンピック・パラリンピックオフィシャルサポーターとして、各種キャンペーンを実施し、東京2020応援特別デザインをパッケージとした「燻製屋熟成あらびきポークウインナー」などの主力商品を中心に、販売促進に努めました。また、ボリュームパックタイプの「ロースハム」や、人気キャラクターを使用した「フィッシュソーセージ（チョコちゃん）」などを拡販したほか、燻製屋シリーズからホワイトタイプのウインナー「燻製屋熟成あらびきポークウインナー ホワイト」などの新商品を投入し売上拡大を図りました。これらの施策を行いました。低価格志向から企業間競争が激しくなるなど厳しい環境が続く、当部門の売上高は前年同期比2.6%の減収となりました。

調理加工食品部門では、「シェフの匠」シリーズなどのレトルトカレー商品の売上高が好調に推移したほか、「チキンナゲット」や「サラダチキン」シリーズなどの売上高が拡大しました。また、大豆ミートを使用した「大豆ライフ」シリーズなどの新商品を投入しました。デザート・飲料類につきましては、「TAP IOCA TIME」シリーズなどのブラックタピオカ入り飲料は、競合他社が参入するなかで、通期で売上高を伸ばしました。以上のことから、当部門の売上高は前年同期比3.8%の増収となりました。

以上の結果、加工食品事業の売上高は前年同期比0.7%増の1,706億48百万円となりました。セグメント利益は、主力のハム・ソーセージ部門が減収となりましたが、調理加工食品部門の増収が寄与したほか、コンビニエンスストア向け新工場の本格稼働により収益力が改善したことなどから、前年同期比113.5%増の16億68百万円となりました。

② 食肉事業

牛肉につきましては、輸入牛肉はブランド牛肉の販売に注力し販売数量を拡大したほか、国産牛肉の売上高も増加し、牛肉全体の売上高は前年を上回りました。豚肉につきましては、アウトパック商品を拡大しましたが、相場が不安定に推移し、国産・輸入豚肉ともに販売数量が減少したことなどから、豚肉全体の売上高は前年を若干下回りました。

以上の結果、食肉事業の売上高は前年同期比2.1%増の750億24百万円となりました。セグメント利益は、豚肉の仕入価格上昇による収益性低下や物流費等の増加などから、前年同期比35.2%減の9億円となりました。

③ その他事業

その他事業の売上高は前年同期比8.8%減の1億47百万円、セグメント利益は前年同期比41.2%減の48百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の増強、合理化、品質向上のための投資や基幹システムの構築などを中心とした投資を行い、総額で91億67百万円を実施しました。

なお、設備投資総額には有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く今後の経営環境は、少子高齢化に伴う国内消費構造の変化による販売競争の激化、慢性的な人手不足を背景とした人件費・物流費等のコスト上昇、及び国内外の疫病の影響による畜肉の原料価格上昇など、依然として厳しい状況が続くものと見込まれます。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、個人消費が急速に減少しており、経済全般への影響が懸念されます。

このような環境のなか、経営課題を解決すべく2020年4月に「中期三カ年計画」をスタートさせました。丸大食品グループは、この計画を実現することで真に社会的価値が認められる企業であることを模索し意欲的な取り組みを確実に積み重ね「スピード」感を持って、「タイミング」を逃さず、「チャレンジ」を続けることで持続的な成長と更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第69期	第70期	第71期	第72期 (当連結会計年度)
	2016年4月～ 2017年3月	2017年4月～ 2018年3月	2018年4月～ 2019年3月	2019年4月～ 2020年3月
売 上 高	232,436 ^{百万円}	239,586 ^{百万円}	243,030 ^{百万円}	245,820 ^{百万円}
経 常 利 益	5,378 ^{百万円}	2,820 ^{百万円}	2,724 ^{百万円}	3,118 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	3,284 ^{百万円}	1,842 ^{百万円}	1,463 ^{百万円}	1,653 ^{百万円}
1 株当たり当期純利益	124 98 ^{円 銭}	70 39 ^{円 銭}	57 48 ^{円 銭}	65 04 ^{円 銭}
総 資 産	129,339 ^{百万円}	131,146 ^{百万円}	132,626 ^{百万円}	131,854 ^{百万円}
純 資 産	76,290 ^{百万円}	76,984 ^{百万円}	76,094 ^{百万円}	75,056 ^{百万円}
1 株 当 たり 純 資 産	2,885 99 ^{円 銭}	2,998 47 ^{円 銭}	2,971 34 ^{円 銭}	2,930 66 ^{円 銭}

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

3. 2018年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 大 ミ ー ト 株 式 会 社	30 百万円	100.0 %	食 肉 の 販 売
戸 田 フ ー ズ 株 式 会 社	349	100.0	加工食品の製造及び販売
丸 大 フ ー ド 株 式 会 社	80	100.0	加工食品、食肉の販売
株 式 会 社 ミ ー ト サ プ ラ イ	30	100.0	食肉の加工及び販売
安 曇 野 食 品 工 房 株 式 会 社	495	100.0	加工食品の製造及び販売

当社の連結対象子会社は、上記の重要な子会社を含め26社、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事 業 部 門	事 業 内 容
加 工 食 品 事 業	ハム・ソーセージ、調理加工食品の製造及び販売
食 肉 事 業	食肉の加工及び販売
そ の 他 事 業	保険代行事業等

(8) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当 社

本 社：大阪府高槻市緑町21番3号

支 店：東京支店（東京都）

営業所：北海道営業部（北海道）、東北営業部（宮城県）、東日本営業部（東京都）、中部営業部（愛知県）、関西営業部（大阪府）、中四国営業部（広島県）、九州営業部（福岡県）

工 場：北海道工場（北海道）、岩手工場（岩手県）、新潟工場（新潟県）、関東工場（栃木県）、茨城工場（茨城県）、横須賀工場（神奈川県）、湘南工場（神奈川県）、静岡工場（静岡県）、松阪工場（三重県）、高槻工場（大阪府）、岡山工場（岡山県）、広島工場（広島県）、唐津工場（佐賀県）

② 子会社：丸大ミート株式会社（本社：東京都大田区）

戸田フーズ株式会社（本社：埼玉県戸田市）

丸大フード株式会社（本社：大阪府大阪市）

株式会社ミートサプライ（本社：大阪府高槻市）

安曇野食品工房株式会社（本社：長野県松本市）

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,938名	85名減

- (注) 1. 従業員数は、グループ外への出向者を除く就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員3,225名（前連結会計年度比206名減）を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
株式会社三井住友銀行	3,474 百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,586
農林中央金庫	2,155
株式会社りそな銀行	1,002
住友生命保険相互会社	932

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 26,505,581 株（自己株式1,081,261株を含む）
(3) 当期末株主数 19,776 名（前期末比613名減）
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丸大共栄会	2,114 千株	8.31 %
兼松株式会社	1,192	4.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,175	4.62
公益財団法人小森記念財団	1,050	4.12
株式会社三井住友銀行	887	3.49
三井住友信託銀行株式会社	864	3.40
住友生命保険相互会社	860	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	807	3.17
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	646	2.54
農林中央金庫	642	2.52

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てております。
2. 持株比率は、小数第3位を切捨てております。
3. 当社は、自己株式1,081,261株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
百 済 徳 男	代表取締役会長		(株)パイオニアフーズ 代表取締役会長
井 上 俊 春	代表取締役社長		
倉 森 義 雄	専 務 取 締 役	総務人事部、環境保全推進室、 フードサプライ営業部、品質保証部担当	(株)丸大サービス 代表取締役社長
澤 田 安 司	常 務 取 締 役	惣菜事業本部、関連管理部、 マーケティング部、情報システム部担当、 経営企画室長、東京支店長	
福 島 成 樹	取 締 役	食肉事業本部担当、営業本部長	ホルンマイヤー(株) 代表取締役社長
加 藤 伸 佳	取 締 役	経理部長	
三 島 孝 司	取 締 役	資材部、ロジスティクス部、 中央研究所担当、ハムソー事業本部長、 ハムソー生産部長	
嶋 津 享	取 締 役		
金 子 啓 子	取 締 役		大阪経済大学経営学部 ビジネス法学科准教授
澤 中 義 和	常 勤 監 査 役		
奥 平 卓 司	常 勤 監 査 役		
西 村 元 昭	監 査 役		弁護士 (株)ニッカトー社外取締 役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち、嶋津享氏及び金子啓子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、奥平卓司氏及び西村元昭氏は、社外監査役であります。
3. 大阪経済大学及び株式会社ニッカトーと当社との間には特別の関係はありません。
4. 取締役嶋津享氏、金子啓子氏及び監査役奥平卓司氏、西村元昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 監査役澤中義和氏は、当社の経理部門において長年にわたる経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中の取締役の異動
2019年6月27日開催の第71回定時株主総会において、任期満了により吹上渡氏及び矢野秀雄氏が退任し、三島孝司氏及び金子啓子氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

7. 当期中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況を次のとおり変更いたしました。

2019年6月27日付

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
百 済 徳 男	代表取締役社長 (株)バイオニアフーズ代表取締役会長	代表取締役会長 (株)バイオニアフーズ代表取締役会長
井 上 俊 春	専務取締役 資材部、ロジスティクス部、中央研究所担当、営業本部長、ハムソー事業本部長 ホルンマイヤー(株)代表取締役社長	代表取締役社長 ホルンマイヤー(株)代表取締役社長
澤 田 安 司	常務取締役 マーケティング部、情報システム部担当、惣菜事業本部長、東京支店長	常務取締役 惣菜事業本部、関連管理部、マーケティング部、情報システム部担当、経営企画室長、東京支店長
福 島 成 樹	取締役 食肉事業本部、関連管理部担当、経営企画室長	取締役 食肉事業本部担当、営業本部長

2019年7月19日付

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
井 上 俊 春	代表取締役社長 ホルンマイヤー(株)代表取締役社長	代表取締役社長
福 島 成 樹	取締役 食肉事業本部担当、営業本部長	取締役 食肉事業本部担当、営業本部長 ホルンマイヤー(株)代表取締役社長

8. 当期末後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。
2020年4月1日付

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
倉 森 義 雄	専務取締役 総務人事部、環境保全推進室、フードサプライ営業部、品質保証部担当 (株)丸大サービス代表取締役社長	専務取締役 総務人事部、フードサプライ営業部、品質保証部担当 (株)丸大サービス代表取締役社長
澤 田 安 司	常務取締役 惣菜事業本部、関連管理部、マーケティング部、情報システム部担当、経営企画室長、東京支店長	常務取締役 惣菜事業本部、関連管理部、情報システム部、東京支店担当、経営戦略室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	11 名 (3)	181 百万円 (12)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	29 (16)
計	14	210

(4) 社外役員に関する事項

(当事業年度における主な活動状況)

区 分	氏 名	取締役会 (出席回数／開催回数)	監査役会 (出席回数／開催回数)	主 な 活 動 状 況
取締役	嶋 津 享	12回／13回	—	長年にわたる会社経営の経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、当社事業に関し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、適宜発言を行っております。また、コンプライアンス委員会委員長を務めております。
取締役	金 子 啓 子	10回／10回	—	法務部門や情報セキュリティ部門における専門的な知識を有しており、幅広い経験と高い見識に基づき、取締役会において、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、適宜発言を行っております。また、コンプライアンス委員会委員を務めております。
監査役	奥 平 卓 司	13回／13回	14回／14回	金融機関における長年の経験に基づき、取締役会において、企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
監査役	西 村 元 昭	13回／13回	14回／14回	弁護士としての専門的な知識と長年の経験に基づき、取締役会において、法的リスクの対応や企業経営に関し、適正性を確保するため、専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(注) 取締役金子啓子氏につきまして、2019年6月27日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 69百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 71百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保は妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である経営管理に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役から、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人が会計監査人としての適格性、独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と判断した場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令・定款及び社会的倫理の遵守について規定した「丸大食品グループ行動基準」に従って職務を執行し、独立社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」が丸大食品グループ全体のコンプライアンス状況の監督及び遵守の推進を行います。

また、内部通報制度として「丸大食品グループ内部通報規程」を制定し、法令及び定款に違反する行為を未然に防ぐため、取締役及び使用人に周知徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類並びに取締役の職務執行に関する重要な情報等は「文書規程」に従い、適切に保存及び管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、「丸大食品グループ危機管理規程」を制定し、食品企業グループとしての「食の安全・安心」の確保及び重大な事故、災害等に対応するための体制を構築、整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営に関する事項について、経営会議にて事前審議の上「取締役会規程」及び「取締役会運営要領」に従い、定期的に開催する取締役会において迅速かつ適正な意思決定を行います。また、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の効率的な職務の執行を確保するため、「組織職務分掌権限規程」を制定し、職務権限、指揮命令系統、その他の組織に関する基準を定め当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割分担等を明確化します。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務執行部門から独立した内部監査室が、当社グループの監査を実施し、コンプライアンス体制の整備、運用状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告します。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、当社及び主要な当社子会社の取締役が出席するグループ会社会議を定期的開催し、子会社の営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、定期的に報告するよう義務付けているほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、もしくは法令及び定款に違反する事実等、当社の業務に影響を与える重要な事項について、遅滞なく当社に報告を行う体制を整えます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査を実効的に行うために、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し、適正に人員を配置します。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項の決定は、監査役会から事前に同意を得るものとします。また、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行います。

(9) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実及び法令、定款に違反する事実等が発生した場合、またはこれらの事実の報告を受けた場合及び内部通報・相談窓口への情報は、遅滞なく監査役に報告する体制を整えます。

また内部監査室、品質保証部は、監査結果を、定期的及び必要に応じて監査役に報告を行います。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受け監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止する旨の社内規程を定め、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

(12) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役及び社外取締役を含む取締役と定期的に意見交換会を開催し、会計監査人及び内部監査室、品質保証部等の内部監査部門等と緊密な連携を図ります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社の取締役会及び監査役会は、業務執行部門から独立した内部監査室から当期に実施した当社グループの業務監査及び内部統制状況の評価内容の報告を受け、指摘事項等について適宜指導し、体制整備を推進いたしました。

(2) コンプライアンス体制

当社は、独立社外取締役が委員長を務めるコンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンス教育状況の確認・監督を行うとともに、当社グループ全従業員に対して、「コンプライアンス意識調査」を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動等、当社グループの実態を調査いたしました。調査結果については、コンプライアンス委員会から取締役会に報告し、従業員のコンプライアンス意識向上及び周知徹底を図りました。また、当社グループのコンプライアンスリーダー・担当者に対して、外部講師による研修を実施し、コンプライアンスの重要性並びにハラスメント等に関して教育を行い、当社グループ全従業員へコンプライアンス意識の浸透、さらなる向上に努めました。

(3) リスク管理体制

当社は、事業活動に潜在するリスクを事前に想定し、リスク管理を適切に行うために制定している「丸大食品グループ危機管理規程」に基づき、事業活動に影響を及ぼすリスクが発生した場合には、社内規程に則り、危機管理委員会を開催するなど迅速に対応し、リスク管理体制の維持に努めました。

(4) 取締役の職務執行

当期は、取締役会を13回開催し、重要事項の審議・決議を行ったほか、取締役から業務執行状況の報告を受けました。また、取締役の効率的な職務の執行を確保するため、「組織職務分掌権限規程」の見直しをいたしました。

(5) 監査役の職務執行

当期は、全監査役が出席した監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の決議及び協議・審議を行ったほか、代表取締役、社外取締役を含む取締役との意見交換会を半期ごとに開催いたしました。また、会計監査人及び内部監査室等の内部監査部門と定期的に会合を持ち、緊密な連携を通じて、当社の状況を適時適切に把握いたしました。

8. 反社会的勢力排除に向けた取り組み

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（2007年6月19日付政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）に従って行動することとし、2008年1月28日開催の取締役会において決議した「基本原則」に則り、行動しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 反社会的勢力の排除に向けた取り組みは企業組織として対応し、総務人事部総務課を事務局としております。
- ② 外部専門機関との連携として、全国警察署・（公財）大阪府暴力追放推進センター・大阪府企業防衛連合協議会と連携しております。
- ③ 反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断しております。
- ④ 反社会的勢力との有事における民事・刑事の法的対応については、顧問弁護士の指導に従っております。
- ⑤ 反社会的勢力との裏取引や資金提供の禁止は無論のこと、暴力団追放3ない運動「恐れない。金を出さない。利用しない。」を全社挙げて、企業活動全般に徹底させるために、あらゆる努力を傾注しております。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	55,597	流動負債	46,145
現金及び預金	8,244	支払手形及び買掛金	23,165
受取手形及び売掛金	27,501	短期借入金	8,080
商品及び製品	11,057	1年内返済予定の長期借入金	1,887
仕掛品	647	リース債務	855
原材料及び貯蔵品	5,887	未払金	8,942
その他	2,274	未払法人税等	523
貸倒引当金	△15	未払消費税等	448
固定資産	76,256	賞与引当金	850
有形固定資産	59,072	その他	1,391
建物及び構築物	16,613	固定負債	10,652
機械装置及び運搬具	14,545	長期借入金	3,933
工具、器具及び備品	1,563	リース債務	4,658
土地	18,392	繰延税金負債	550
リース資産	5,411	退職給付に係る負債	854
建設仮勘定	2,545	その他	656
無形固定資産	3,050	負債合計	56,798
投資その他の資産	14,133	(純資産の部)	
投資有価証券	10,282	株主資本	71,821
関係会社株式	121	資本金	6,716
長期貸付金	22	資本剰余金	22,086
退職給付に係る資産	71	利益剰余金	45,676
繰延税金資産	277	自己株式	△2,657
その他	3,474	その他の包括利益累計額	2,688
貸倒引当金	△117	その他有価証券評価差額金	3,832
資産合計	131,854	繰延ヘッジ損益	△2
		為替換算調整勘定	40
		退職給付に係る調整累計額	△1,181
		非支配株主持分	545
		純資産合計	75,056
		負債・純資産合計	131,854

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		245,820
売上原価		190,340
売上総利益		55,480
販売費及び一般管理費		52,862
営業利益		2,617
営業外収益		
受取利息及び配当金	348	
不動産賃貸料	166	
その他	383	899
営業外費用		
支払利息	216	
たな卸資産廃棄損	56	
その他	124	397
経常利益		3,118
特別利益		
固定資産処分益	144	
投資有価証券売却益	7	151
特別損失		
固定資産処分損	309	
減損損失	84	
特別退職金	90	
製品自主回収関連費用	47	532
税金等調整前当期純利益		2,737
法人税、住民税及び事業税	1,028	
法人税等調整額	24	1,052
当期純利益		1,684
非支配株主に帰属する当期純利益		30
親会社株主に帰属する当期純利益		1,653

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,347	流動負債	33,210
現金及び預金	471	支払手形	96
受取手形	29	買掛金	17,124
売掛金	19,557	短期借入金	7,430
商品及び製品	8,236	1年内返済予定の長期借入金	1,849
仕掛品	253	リース債務	50
原材料及び貯蔵品	4,550	未払金	5,398
短期貸付金	2,313	未払法人税等	324
その他	3,942	賞与引当金	422
貸倒引当金	△8	その他	513
固定資産	65,018	固定負債	5,555
有形固定資産	33,093	長期借入金	3,796
建物	8,337	リース債務	133
構築物	607	繰延税金負債	1,381
機械及び装置	10,992	関係会社事業損失引当金	7
車両運搬具	9	その他	237
工具、器具及び備品	1,330	負債合計	38,766
土地	11,301	(純資産の部)	
リース資産	137	株主資本	61,777
建設仮勘定	376	資本金	6,716
無形固定資産	2,868	資本剰余金	22,073
投資その他の資産	29,056	資本準備金	21,685
投資有価証券	10,250	その他資本剰余金	387
関係会社株式	4,096	利益剰余金	35,645
賃貸等不動産	8,277	利益準備金	1,676
その他	7,245	その他利益剰余金	33,969
貸倒引当金	△813	別途積立金	20,050
資産合計	104,365	固定資産圧縮積立金	68
		繰越利益剰余金	13,850
		自己株式	△2,657
		評価・換算差額等	3,821
		その他有価証券評価差額金	3,824
		繰延ヘッジ損益	△2
		純資産合計	65,599
		負債・純資産合計	104,365

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		165,846
売上原価		131,756
売上総利益		34,089
販売費及び一般管理費		35,190
営業損失		1,101
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,129	
不動産賃貸料	573	
その他	358	3,061
営業外費用		
支払利息	85	
不動産賃貸費用	311	
その他	117	515
経常利益		1,443
特別利益		
固定資産処分益	138	
投資有価証券売却益	7	
関係会社事業損失引当金戻入額	2	148
特別損失		
固定資産処分損	291	
減損損失	84	
特別退職金	90	
製品自主回収関連費用	47	
関係会社投資損失	3	518
税引前当期純利益		1,073
法人税、住民税及び事業税	△100	
法人税等調整額	7	△92
当期純利益		1,166

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

丸大食品株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 野 悟 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸大食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸大食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

丸大食品株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久 印
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 松 野 悟 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸大食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

丸大食品株式会社 監査役会

常勤監査役 澤 中 義 和 ㊟

常勤監査役 奥 平 卓 司 ㊟

監 査 役 西 村 元 昭 ㊟

(注) 監査役奥平卓司及び監査役西村元昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

M E M O

M E M O

M E M O

M E M O

M E M O

株主総会会場ご案内図

交通		阪急「高槻市」駅 徒歩約7分 JR「高槻」駅南口 徒歩約15分	会場	大阪府高槻市野見町 2 番33号 高槻現代劇場 中ホール (文化ホール 地下2階) 電話 072(671)1061
----	---	--	----	---



【お土産の取り止めについて】

本年の株主総会では、ご出席の株主様へのお土産のご提供を
取り止めさせていただきます。

何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。